

上川の里特別緑地保全地区活動手続き要領

(目的)

第1条 この要領は、上川の里特別緑地保全地区活動実施要綱第15条の規定に基づき、要綱第2条第1項第3号に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(活動申請)

第2条 上川の里特別緑地保全地区(以下「上川の里」という。)で活動しようとする個人、非営利団体、社会貢献活動をする企業等(以下「団体等」という。)は、市長に対し、あらかじめ活動内容を活動ごとに「上川の里活動申請書」(第1号様式)により申請しなければならない。ただし、活動時期等が未定の場合は、活動予定日の前月10日までに申請すること。

2 市長は、前項により申請を受けた際、その活動内容を精査し、適当と認められる場合は、申請した団体等に対し「上川の里活動承認書」(第2号様式)により、その申請を承認する。ただし、この場合、上川の里の管理上必要な限度において、条件等を付すことができる。

3 前項の承認を受けた団体等がその活動を終了した際、市長に「上川の里活動報告書」(第3号様式)を用いて報告しなければならない。

4 第1項の申請の内容を中止若しくは変更する場合、原則、活動予定日の前月10日までに、市長に対し「上川の里活動変更届」(第4号様式)により届け出なければならない。また、変更の場合、それが適当と認められる場合は、市長は「上川の里活動承認書」(第2号様式)により承認する。ただし、この場合、上川の里の管理上必要な限度において、条件等を付すことができる。

(団体支援活動)

第3条 団体等が上川の里内で活動する他の団体等の支援を行う場合、支援をする団体等はその支援を自己の活動として前条に定める手続きを行うこと。また、前条第1項及び第3項の手続きを行う際、添付書類として契約書の写し等支援をする団体等と受ける団体等との関係性を示す資料を添付すること。

(処分)

第4条 市長は、申請者が虚偽の申請、違法行為、又はその他緑地の管理に支障を及ぼす可能性がある若しくは及ぼした行為を行ったと認めた場合、活動の承認を取り消すことができる。

附 則

この会則は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

八王子市長

団体名 _____

代表者 _____

上川の里活動申請書

上川の里手続き要領第2条第1項の規定により以下のとおり申請します。

活動名				
活動内容	活動日時	年 月 日()から 年 月 日()まで		日間
	参加対象者			
	予定活動人数			
	目的・内容			
	活動場所			
	参加費の徴収	有 ・ 無	現場の改変	有 ・ 無
次年度への継続	次年度以降への占用継続を 希望する・希望しない・許可済み (許可番号 年 第 号 年 月 日まで)			
提出書類	計画書、案内図			
連絡先				

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

八王子市長

団体名 _____

代表者 _____

上川の里活動報告書

年 月 日付で承認のあった活動について、以下のとおり報告します。

活動名				
活動内容	活動日時	年 月 日 () から		
		年 月 日 () まで		日間
	参加者			
	活動人数			
	目的・内容			
	活動場所			
参加費の徴収	有 ・ 無	現場の改変	有 ・ 無	
提出書類	活動内容のわかるもの(写真等)			
連絡先				

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

八王子市長 様

団体名 _____

代表者 _____

上川の里活動変更届

年 月 日付で承認を受けた活動について、内容に変更が生じたので、提出します。

変更 ・ 中止		変更のあった項目に をつけ、記入してください。			
活動名					
活動内容	活動日時	年 月 日 () から		年 月 日 () まで 日間	
	参加対象者				
	予定活動人数				
	目的・内容				
	活動場所				
	参加費の徴収	有 ・ 無	現場の改変	有 ・ 無	
提出書類	事業計画書、案内図				
連絡先					